

# 「山形県県営住宅条例」及び「山形県県営住宅条例施行規則」の一部改正について

## 1 趣旨

県営住宅及び共同施設の管理等に関して必要な事項を「山形県県営住宅条例」（以下「条例」という。）及び「山形県県営住宅条例施行規則」（以下「規則」という。）で定めています。

このたび、よりの確な住宅困窮者への県営住宅の供給、入居者資格の厳格化、利用者の利便性向上及び県営住宅管理業務の効率化のため、条例及び規則の改正を予定しており、この改正に対する意見の募集を行うものです。

## 2 改正の内容

### （１）よりの確な住宅困窮者への県営住宅の供給

#### ① 入居者資格における連帯保証人要件の廃止

県営住宅に入居する際は、原則として、連帯保証人を必要としています。

近年、連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者等が増加していることから、今後、入居する際の連帯保証人を不要とします。

この改正に伴い、入居者と連絡が取れない場合などのために、緊急連絡先の確保を求めます。

#### ② 入居者資格における同居親族要件の廃止

県営住宅に入居する際は、原則として、同居する親族を必要としています。

近年、若者単身世帯を含む単身世帯が増加している傾向が見られることから、単身世帯を含め、住宅に困窮する低額所得者に対して、よりの確に県営住宅を供給できるように、親族との同居を不要とします。

### （２）入居者資格の厳格化

県営住宅の入居者は、住宅に困窮する比較的所得の少ない方であること、暴力団員でないこと等の条件を満たす必要があります。

今回新たな条件として「独立の生計を営んでおり、親族と同居する場合は、その親族と生計を一にしていること」、「都道府県税や市町村税の滞納がないこと」、「県営住宅家賃の滞納等の債務がないこと」、「過去、県営住宅入居期間中において、迷惑行為により明け渡しを請求されていないこと」を追加します。

この改正に伴い、県営住宅に入居する際の申込書の添付書類として、「都道府県税及び市町村税を滞納していないことを証する書類」を追加します。

### （３）利用者の利便性向上と県営住宅管理業務の効率化

入居者の公募方法について、県公報への登載等からインターネットの利用その他の適切な方法に変更します。

## 3 施行日

令和8年3月1日予定

ただし、2（3）については、公布の日から施行予定